

建設工事低価格入札処理要領の改正について

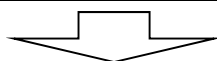
行方市が発注する建設工事については、ダンピング受注による工事の品質の低下、下請け業者・建設労働者へのしわ寄せ及び安全対策の不徹底などを防止するため、低価格入札調査制度を導入しているところですが、公共工事の円滑な施工を確保するため、「行方市建設工事低価格入札処理要領」の一部を下記のとおり改正したのでお知らせいたします。

記

1. 改正の内容

行方市建設工事低価格入札処理要領

改正前
(適用基準) 第 2 条 この訓令の運用基準は、申込みに係る価格が、次に掲げる額に満たない場合とする。 (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に <u>10 分の 9.5</u> を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に <u>10 分の 8</u> を乗じて得た額、一般管理費の額に <u>10 分の 3</u> を乗じて得た額の合算額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額



改正後
(適用基準) 第 2 条 この訓令の運用基準は、申込みに係る価格が、次に掲げる額に満たない場合とする。 (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に <u>10 分の 9.7</u> を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に <u>10 分の 9</u> を乗じて得た額、一般管理費の額に <u>10 分の 5.5</u> を乗じて得た額の合算額。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7 を乗じて得た額

2. 適用日

平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告又は入札通知する建設工事に適用します。